

公用車に設置したドライブレコーダーに係る個人情報の取得について (山梨県個人情報保護条例第5条第4項第8号関係)

1 経緯

県が所有する公用車に設置するドライブレコーダーに記録される個人情報の取り扱いについては明確な基準がなかったことから、県個人情報保護条例との整合性を図ったうえで要領を策定する。

2 取得目的

公用車を運転する職員の安全意識及び運転マナーの向上を図るとともに、職員が関係する交通事故又はトラブルの迅速かつ適切な事務処理のため。

3 対象車両

県が所有し、かつ管理する自動車（警察本部又は警察署の長が管理するものを除く。）

※ 警察車両は、県個人情報保護条例第5条第4項第5号（犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に係る事務に遂行するとき。）に該当するため対象外

（令和2年5月1日現在）

知事部局		
本庁	自動車管理事務所	62台
	その他	63台
出先機関		691台
教育委員会		
本庁		8台
出先機関		146台
合 計		970台

4 本人以外から取得しようとする個人情報

ドライブレコーダーに記録される映像、音声、撮影場所

5 本人以外から取得しなければならない理由

公用車の運転中、ドライブレコーダーは常時録画されるため。

6 個人情報の提供先

捜査機関、保険会社、交通事故等の相手方、映像等から識別できる特定個人

7 提供方法

データを複製した記録媒体による手渡し

山梨県ドライブレコーダー管理運用要領（案）

（趣旨）

第一条 この要領は、山梨県が所有する公用車に設置するドライブレコーダーについて、その設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「公用車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車で、県が所有し、かつ管理するもの（警察本部又は警察署の長が管理するものを除く。）をいう。
- 二 「ドライブレコーダー」とは、公用車に設置し、車両周囲の映像、音声等を記録する装置をいう。
- 三 「データ」とは、ドライブレコーダーに記録される映像、音声等をいう。

（設置目的）

第三条 ドライブレコーダーは、公用車を運転する職員の安全意識及び運転マナーの向上を図るとともに、職員が関係する交通事故又はトラブル（以下「交通事故等」という。）の迅速かつ適切な事務処理のために設置する。

（管理責任者の指定）

第四条 ドライブレコーダーの適正な管理運用を図るため管理責任者を置き、公用車を管理する所属の長をもって充てるものとする。

（管理責任者等の責務）

- 第五条 管理責任者は、ドライブレコーダーによる個人情報の漏えい、滅失及び改ざんの防止、データの適正管理のために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 管理責任者は、ドライブレコーダーの操作を行う者（以下「取扱者」という。）を指定するとともに、指定された者以外の操作を禁止するものとする。
 - 3 取扱者は、データから知り得た情報を他人に漏らしてはならない。取扱者でなくなった後においても同様とする。

（データの適正管理）

第六条 データの取扱いは次のとおりとする。

- 一 データは、ドライブレコーダー本体に装着するメモリーカード等に記録する。
- 二 データは、撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。
- 三 データの保存期間は、収集した日からメモリーカード等の記録上限を超えて自動で

上書きされるまでとする。ただし、第七条によりデータを利用するとき又は提供するときはこの限りではない。

四 ドライブレコーダー及びデータの盗難、紛失等の防止のため、公用車を離れる際には、全てのドアを施錠するものとする。

五 メモリーカード等は、第七条によりデータを利用するとき又は提供するとき及びメンテナンスに必要な場合を除き、ドライブレコーダーから取り出してはならない。

六 取り出したメモリーカード等からデータを記録媒体に複製する場合は、管理責任者の許可を受けなければならない。

七 ドライブレコーダーから取り出したメモリーカード等及びデータを複製した記録媒体は、管理責任者の指示に従い、施錠可能な保管庫等に保管し、個人情報の漏えい、紛失及び毀損を防止するための措置を講ずるものとする。

八 ドライブレコーダーを破棄する際には、メモリーカード等の破砕処理を行うなど、個人情報の流出を防ぐ措置を確実に講ずること。

(データの利用及び提供)

第七条 管理責任者は、この要領の設置目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

一 交通事故等の相手方と対応する所属の長から求めがあったとき。

二 交通事故等の状況確認及び原因を分析するため捜査機関又は保険会社から情報提供を求められたとき。

三 法令等に基づく手続きにより照会等を受けたとき。

四 画像等から識別される特定個人の同意があるとき。

五 県民等の生命、身体又は財産の安全を確保するために必要があると認められるとき。

2 管理責任者は、データの提供について、提供日、相手方名称、理由、データの内容及び提供方法を記録した利用及び提供記録簿（別添様式1）作成し、保存するものとする。

(その他)

第八条 この要領に定めるもののほか、ドライブレコーダーの管理運用に関し必要な事項は、管理責任者が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年 月 日から施行する。

(様式1)

年度 データ利用及び提供記録簿【所属：〇〇】

提供日	相手方名称	理 由	記録データの 内 容	提供方法